

<電源立地促進対策交付金相当部分>

●交付対象者

下記の規模の発電用施設、核燃料サイクル施設が所在する市町村、隣接市町村等
(水力発電施設の場合は、原則として所在市町村のみ)

発電用施設	規模
原子力	出力35万kW以上 (日本原子力研究開発機構が設置する場合は、出力15万kW以上)
地熱	出力1万kW以上
水力	出力1千kW以上
火力(沖縄)	出力8万kW以上

(※発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む)

●交付期間

発電用施設の着工年度～運転開始5年後まで

●交付限度額

原則として、発電用施設の出力に、発電用施設の種類ごとに定められるkW当たりの単価と計数(下記第1表参照)を乗じた額。なお、所在市町村と隣接市町村の交付総額は同額となります。

[交付限度額総額(所在/隣接合計) = 発電施設出力 × 単価 × 係数 × 2]

(核燃料サイクル施設の交付限度額については、第3表による)

また、出力の小さい水力発電用施設と地熱発電施設の場合、上記の計算式で算出した額が第2表に掲げる金額に満たない場合は、第2表に掲げる金額が限度額となります。

第1表(第3表に該当する関連施設を除く。)

発電用施設	kW当たりの単価	係数
原子力	550円 800円、900円(※3)	7
地熱	550円(※1) 250円(※2)	3
水力	250円	5
火力(沖縄)	550円(※1) 250円(※2)	3 (石炭火力4)

第2表

対象発電施設 対象発電施設 の属する市町村の数	5,000kW以上 の発電施設 の場合	5,000kW未満 の発電施設 の場合
1	5,500万円	4,000万円
2または3	各市町村毎に 4,000万円	各市町村毎に 2,500万円
4以上	11,000万円/ 市町村数	8,000万円/ 市町村数

※1: 第1種地域(工業の集積の程度が低く、かつ人口の増加の割合が低い道県もしくは当該道県とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が1未満の市町村の区域)

※2: 第2種地域(第1種地域以外の地域)

※3: 商業用の原子力発電施設を新設する場合900円、増設する場合800円の単価が適用されます(平成22年度までに当該交付金相当部分の一部又は全部を交付されているものを除く)。

※1つの市町村の区域に2つ以上の対象発電施設の設置工事が併行して行われる場合には、2号機以降のものについて、上記金額の8割に相当する額が交付限度額となります。

第3表(核燃料サイクル施設)

施設名(設備能力)	所在市町村における単価(円)
使用済燃料貯蔵施設 (最大貯蔵能力(トン))	490,000円
MOX燃料加工施設 (年間最大加工能力(トンMH))	38,181,800円
海外返還低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設(最大貯蔵能力(本))	191,000円

核燃料サイクル施設については、上記第3表に掲げる「設備能力×交付単価」により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額(ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)